

第2章

オーストラリア連邦憲法44条：相次いだ議員失格と解決法 —多文化主義社会におけるシティズンシップとは—

杉田 弘也

1. はじめに

2016年7月2日の両院解散選挙の結果発足したオーストラリアの第45連邦議会は、下院議員150人、上院議員76人で構成されていた。連邦選挙における選挙結果係争裁判所（Court of Disputed Return）としての役割を担う連邦最高裁判所は、このうち上院議員10人と下院議員7人が、立候補届出時点で憲法44条の規定に反しており、立候補資格がなかったとして議員失格の判決を下した。さらに、失格した上院議員に代わって繰り上がるはずの候補者1人も、選挙後得た政府関係の仕事のため失格と裁定された。18人のうち15人は、二重シティズンシップ所持者を立候補資格なしとする44条1項に抵触したとして失格となり、そのほかの3人は、立候補時に有罪判決を受けていたこと（2項）、公務員であったこと（4項）、連邦政府と取引関係があったこと（5項）が失格の理由であった。

2016年に再選されたマルカム・ターンブル自由党・国民党連合政権は、自由党内の内部抗争に起因する支持の低迷に苦しみ、2018年8月24日にはターンブルが首相の座を失うこととなった。ターンブル政権に対する支持低迷の一因は、ターンブル政権のみならず政治全体に対する有権者の信頼が損なわれたことにあり、44条をめぐる混迷が政治不信の増大に拍車をかけた可能性は高い。44条の問題は、当初グリーンズやポーリン・ハンソンのワン・ネイション（PHON）といった少数政党の議員から始まった。候補者選考時における政党内部での検証がしっかりしていると考えられていた大政党は、このような問題とは無関係と思われたが、副首相（国民党）や上院議長（自由党）を巻き込み、最終的には完璧な予防策を講じていたはずの労働党も、連邦最高裁が判例（の解釈）を変更したこともあって、無傷で終わらなかった。

議員（立候補資格）失格の最も大きな理由が二重シティズンシップであることは、この問題が実は多文化主義に基づく移民社会であるオーストラリア社会の在り方や本質、さらにはシティズンシップをどのように考えるかというところに深くかかわってくることを意味している。シティズンシップとは、グローバル化時代に国境を越えて雇用を求める高度技能を持った人々が、より便宜的に生活するために手にする功利的な手段なのであろうか。それともシティズンシップとは、特にオーストラリアのような多文化主義社会において、多様性を維持すると同時に愛国心（patriotism）を涵養し社会的な統合を進めるための重要な要素なのであろうか。

本論文は、オーストラリアにおけるシティズンシップに関する議論を概観した後、憲法44条の内容、この条項がこのような形で憲法に加えられた由来とこれまでの44条に関する動き、第45議会における44条発動の経緯、第45議会からみえてくる44条の問題点を示し、これに対する解決策を模索する。44条問題の解決には憲法改正が必須であるが、オーストラリアにおいて憲法改正はかなり困難であり、どのような改正を目指すかが問題となるであろう。なお、シティズンシップということばについて、国籍を意味する場合と市民権を意味する場合などが考えられるが、本論文ではいずれか明白である場合を除き「シティズンシップ」ということばをそのまま使用している。

2. オーストラリアにおけるシティズンシップ

飯笹は、シティズンシップということばに含まれる様々な概念や価値について、キムリックとノーマンの研究に言及し、以下のように整理している。

1. 政治共同体における一連の権利と義務に規定される法的な地位
2. 政治共同体のメンバーとしてのアイデンティティ
3. 活動、もしくはシヴィックな徳（civic virtue）
4. 社会の凝集力（social cohesion）の理念（飯笹 2007, 11）

この分類に基づけば、オーストラリアにおけるシティズンシップは、どのように位置づけられるのであろうか。オーストラリアという国家は、大陸に存在

していた6植民地が、1901年1月1日に連邦を結成することで現在の形態となったが (Federation)、それは大英帝国の6植民地が1つの海外自治領 (Dominion) となったということであり、独立国となったわけではなかった。英国以外からオーストラリアに来たものが帰化する (naturalisation) という概念はあったが、オーストラリアのシティズンシップを得るという概念は、連邦結成時にはなかった。

オーストラリアがどの時点で英国から独立したかピンポイントで指摘することは困難を伴うが、英国が、1931年に海外自治領に対し外交・軍事を含む独立を認めたウェストミンスター憲章を、オーストラリア政府・議会在批准した時点と考えるならば、1942年である。オーストラリアのシティズンシップという概念は、1948年に成立し1949年から施行された国籍・市民権法によって初めて導入され、オーストラリア人のパスポートに Australian Citizen という文言が記入されるようになった。それ以前のオーストラリア人は、パスポート上は英国臣民 (British Subject) であった (Soutphommasane 2009, 40)。1901年の時点でのオーストラリアの人口は、10万人弱にまで減少していた先住民族を除いて約377万人であり、約3万人の中国出身者と約3万8千人のドイツ出身者を除くと、ほぼすべてが英国及びアイルランド出身者かその子孫たちであった。1947年の人口統計をみると、イタリア出身者が約3万3千人、ギリシャ出身者が約1万2千人存在しているが、中国出身者は白豪主義政策のため約7千人、二度の世界大戦で敵国であったドイツ出身者は1万5千人弱に減少しており、人口は750万人に増加したが、やはり英国・アイルランド出身者とその子孫たちが人口のほとんどを占めていた。

オーストラリアは、1947年以降大規模な移民政策を開始し、移民の出身国を英国・アイルランドから東欧難民、ドイツ・オランダあるいは北欧諸国、さらにはイタリア・ギリシャ・ユーゴスラヴィア・マルタなど南欧諸国に拡大していった。このときオーストラリアは、英語力のない東欧難民や、その多くが農村出身でありしたがってやはり英語力のない南欧移民を、一定期間後に帰国することを前提とした一時労働者として受け入れるのではなく、永住者として迎えた。永住者として入国した移民は、一定期間居住すれば (当時は5年間、ただし1966年の法改正までヨーロッパ以外の出身者は15年) シティ

ズンシップを得ることができ、さらに出身国のシティズンシップをそのまま維持することができた。その一方で、1948年国籍・市民権法（1973年にオーストラリアン・シティズンシップ法と改名、以下シティズンシップ法）によれば、オーストラリアで生まれたものが他国のシティズンシップを得た場合、オーストラリアのシティズンシップを放棄しなければならなかった。例えば、オーストラリア出身のメディア経営者ルパート・マードックが、米国のテレビ局買収のため1985年に米国のシティズンシップを取得すると、オーストラリアのシティズンシップを放棄しなければならなかった。シティズンシップ法は、2002年に英国や米国で仕事を果たしたIT技術者などのロビー活動により改正され、他国のシティズンシップを得た場合でもオーストラリアのシティズンシップを維持できるようになった（Jupp 2003, 206）。ここでのシティズンシップは、高度な技能を身に付けた専門職労働者が、需要に応じて国境を越えて移動する上で、便宜を最大化し万一の場合身の安全を図るための実利的な証明書であると考えることができる。飯笹の分類によれば、「政治共同体における一連の権利と義務に規定される法的な地位」に該当する。

医療保険、無償の公教育、各種年金の受給などオーストラリア国内において日常生活を送るうえでの便宜ということに関していえば、永住権を所持していればほぼ充分である。しかしながら、シティズンシップがなければ公務員になれない場合があり、さらに選挙権を得ることができない。また、被選挙権に関しては、本論文の主題であるが、二重シティズンシップ所持者は除外されている。ラオス難民の子どもとしてフランスから幼少時に移住した政治哲学者で、人権委員会の人種差別担当委員を2013年から5年間務めたティム・ストボマサンは、オーストラリアのような多文化主義社会において、多文化主義を市民社会構築のためのネイション・ビルディングに活用するのであれば、社会生活面のみならず政治参加の面においても社会の一員として統合することを可能にしなければならず、したがって永住権にとどまってはならないと述べている（Soutphommasane 2012, 220）。ここでシティズンシップは、「政治共同体のメンバーとしてのアイデンティティ」であり、「civic dutyの発露」、「社会の凝集力の理念」として機能することとなる。

オーストラリアのシティズンシップは、永住権取得後一定の条件を満たし

ていれば申請することができ、申請が認められるとシティズンシップ授与式において宣誓し、シティズンシップ証書の交付を受けることでオーストラリア市民となる。シティズンシップ授与式における宣誓の文言は、長らく「全能の神の下、国王エリザベス2世とその子々孫々に忠誠を誓う」となっていたが、1994年にキーティング政権が変更し「いまこのときより、オーストラリアとその人々に忠誠を誓い、その民主的信念を共有し、その権利と自由を尊重し、その法を支持しそれに従う」となっている。また、神に関しては、どの神に対して誓うのか、神を言及するか否かも含めオプションとなっている。

二重シティズンシップは、オーストラリアのような多文化主義に基づく多文化社会において、極めて肯定的に考えられており、それを否定することは普遍的な人権の侵害とすら考えられるであろう。この議論によれば、二重シティズンシップを認めないということは、移民が移住先においてフルに政治にかかわることをためらわせ妨げる危険性がある (Soutphommasane 2012, 224)。カレンズによれば、新たに移住先のシティズンシップを取得した移民が、その地に忠誠心を持ち愛国的 (patriotic) な市民となることを期待すべきではあるが、そのような期待を強制したり法的な要件としたりすることは望ましくない (Carens 2005, 111-13)。ただし、ガッサン・ハージが指摘しているように、シティズンシップは政府が設置している一定以上の公職や公務員職に就くために必要な条件ではあるが、それをもって十分な条件とは言えない (Hage 1998, 51)。本論文で調査対象とした第45議会の連邦議員 (辞職者も含む) 242人のうち、アボリジナル出身の5人を含め非ヨーロッパ系は15人 (6.2%) にすぎず、アジア系のみでおそらく10%を超えているであろうオーストラリア社会の実態を忠実に反映しているとは言い難い。非ヨーロッパ系オーストラリア人を描写する際には、「アボリジナルの」、「アジアの」、「中東系の」といった形容詞が加えられる¹。

複数のシティズンシップを所持していれば、結果としてどのシティズンシッ

¹ 近年の報道では、エスニック・マイノリティや先住民族出身ではないことを示すために、「コーケジアン」という形容詞がくわえられる場合も散見される。

プも絶対的な重要性を持ちえず、シティズンシップはアイデンティティを示すものから単なる利便性を示すものになってしまう (Huntington 2004, 212)。あるいは、もし自分がシティズンシップを所持している二つの国の間で紛争が起きた場合、国家の利益と国家の規定する共同体意識 (common good) に基づいて行動することをシティズンシップが求めているという立場をとるならば、どのように対処すべきなのであろうか (Soutphommasane, 筆者とのメール上のやり取りから)。イスラエル政府が、アングロ化した名前を持ち、オーストラリアのパスポートを所持するイスラエルとオーストラリアの二重シティズンシップ所持者を、イスラエルのパスポートでは入国できないイランやイラクに入国させ、諜報活動を担わせていたという事例もある (*Australian Broadcasting Corporation* 14-15/02/2013)。また、近年オーストラリア政府は、いわゆる「イスラム国」などに戦闘員として参加したオーストラリア人のうち、二重シティズンシップ所持者の場合オーストラリアのシティズンシップを剥奪することを法制化した。オーストラリアのシティズンシップしか所持していない場合は、該当者が無国籍となってしまうため、そのような措置は不可能である²。

スートボマサンは、多文化主義社会における社会統合のためのネイション・ビルディングの一環としてシティズンシップをとらえ、patriotismを積極的に肯定する立場から、必ずしも二重シティズンシップを否定するのではないものの、それを当然のものとする考え方からは距離を置いている。シティズンシップが、政治共同体のアイデンティティやcivic virtueの発露であり、社会的凝集力を理念化したものとして考えるならば、二重シティズンシップを簡単に認めることは、シティズンシップ取得のためのハードルを下げることにつながる。人々は政治的なことに関わることを止めて政治的コミュニティから撤退することが容易になり、新たな社会への忠誠や帰属意識を減退させることになる。要するに、スートボマサンは、シティズンシップとは単なる法的な地位を超えた民主主義の本質にかかわるものであり、さらに多文化主

² ただし、オーストラリア政府がこの措置を実行した際、もう一つのシティズンシップを所有していたとした国に確認することを怠って、引き取りを拒絶されるケースも発生している。

義社会を統合する概念としてとらえている (Soutphommasane 2019)。しかし現実には、多くの人々にとってシティズンシップとはパスポートのことであり、二重シティズンシップ所持者にとっては複数のパスポートを意味するものとなっている。シティズンシップをそのようにとらえることから生ずる問題について、スートポマサンはこのように述べている。

ふたつの、あるいは複数のシティズンシップがもたらす効果のひとつは、コミュニティからの退出にかかわるコストを劇的に引き下げてしまうことである。かつて他国へ移住するということは片道切符を意味していた。その決断は、後の数世代を拘束するものであった。こんにちでは、複数のパスポートで武装した人々は、いつでも気が変わったらさほどの困難なく元に戻ることができる。国が危機に瀕しているとき、他国で傍観していて、状況が好転したら戻ってくるという誘惑にもかられるであろう (Soutphommasane 2019)。

スートポマサンは、一般市民が二重シティズンシップを所持することを否定はしないとしても、連邦議員については明確に線を引くべきであると述べている (Soutphommasane、筆者とのメールのやりとりから)。

二重シティズンシップを認めることに関して最も説得力のある議論は、移民が排除されず社会の一員として受け入れられ、100%の機能を持った市民として活動するためにシティズンシップは不可欠であり、シティズンシップ取得のためのハードルを可能な限り引き下げるべき、というものであろう。かつて移民は、ホスト社会への同化が求められていた。しかしながら、例えばオーストラリアの場合、イタリアやギリシャなどの南欧移民は、食文化などの分野から見ても同化は困難であり、それを強要することは結果として定住促進につながらない。また、ヨーロッパのいくつかの社会で散見されるように、移民第一世代がどれほど懸命に同化しようとしても、それに報いるどころか不況になると真っ先に犠牲され、様々な面での差別が解消されず、しかも一定の場所に集住しているとすると、第二世代以降の先鋭化を招くことになってしまう (例えば、森 2016)。移民に対し同化を求めることは現実的ではない。

その一方で、移民コミュニティが排他的な集団を形成してホスト社会と交わることがなければ、社会の分断化が進行していく危険がある。したがって、ホスト社会側も移民に対し市民として市民社会に100%参加することを促す必要があり、シティズンシップ取得を通じて移民に対し政治参加を促すのであれば、その際に元々のシティズンシップを放棄することを求めることは、市民社会に定着するためのハードルを引き上げてしまうこととなる。

このように考えると、調和のとれた多文化主義社会を実現するためには、二重（複数）シティズンシップを認めるべきであろう。しかしながら、特に連邦議会において選挙で選ばれ政治に参加するということになれば、立候補する国に対するコミットメントが無二のものである必要がある。連邦議員となる以上、オーストラリアへの忠誠のみを求め、ほかのシティズンシップの放棄を求めることは、決して理不尽なものではない。おそらく問題となるのは、二重シティズンシップ所持者が連邦選挙に臨むに当たり、どの時点でシティズンシップの放棄を求められるのか、どのような手続きを取れば放棄したと判断されるのか、という二点であろう。

3. 議員資格に関する憲法上の規定

オーストラリアの連邦憲法は、上院議員となることができる資格を下院議員と同じとし（16条）、下院議員となる資格については34条で以下のように定めている：

34. 別途議会在が定めるまで、下院議員の資格は以下のとおりとする。
- (i) 21歳以下の、下院選挙で選挙資格のある選挙人であるか、そのような選挙人となる資格を有するもので、連邦内に少なくとも3年以上居住しているもの。あるいは、
 - (ii) 生まれながらにして国王の臣下であるか、英国ないし州となった、あるいは州となる植民地、ないし連邦ないし州の法の下に帰化して少なくとも5年以上経過しているもの。

この条項は、冒頭で「別途議会在が定めるまで」とあるように、連邦結成時の

過渡期的なものであり、その後定められた連邦選挙法の改正によって投票年齢が21歳から18歳に引き下げられるなど、多くの変更が加えられてきた。

議員の失格に関しては、43条で連邦議会のひとつの院で議席を持ちながら他の院の議員として選ばれたり議席を有することはできないと定めているほか、44条から47条にかけて述べられている。

44. 以下のものは、上院議員あるいは下院議員として選ばれたり議席を有したりすることはできない：

- (i) 外国勢力に忠誠、服従あるいは支持を示すか、外国勢力の臣下ないし市民であるか、あるいは臣下や市民としての権利や特権を得られるもの。
- (ii) 反逆罪によって有罪となったもの、あるいは連邦法か州法によって有罪となり、禁固1年以上の刑で服役しているか、もしくは服役すべきもの。
- (iii) 破産しているか、債務返済不能状態にあるもの。
- (iv) 国王の下で有給の職にあるか、連邦の歳入から国王の意にかなう期間年金を受給しているもの。
- (v) 25人以上によって構成される法人で他の構成員と同格である場合を除き、連邦の公的機関と契約により、直接・間接の取引関係を有するもの。

45. 上院議員および下院議員は、以下の場合失格し議席は空席となる

- (i) 44条の規定に該当した場合。
- (ii) 破産あるいは債務不履行となった場合に関する法によって、譲渡や調停あるいはほかの手段に関わらず、救済を受けた場合。
- (iii) 直接・間接を問わず、連邦に対しあるいは議会において個人や州に対して行った行為に対し、報酬や謝礼を受け取ったり受け取ることに合意した場合。

46. 別途議会が定めるまで、この憲法によって上院議員あるいは下院議

員になることができないと宣言されたものは、議席にあった期間1日につき1000ポンドを、管轄権のある裁判所に訴えたものに対し支払わなければならない。

47. 別途議会が定めるまで、上院議員と下院議員の資格に関する疑問、空席に関する疑問、そして議会選挙に関する係争は、当該議院によって決定される。

46条と47条は、34条と同様「別途議会が定めるまで」とあり、連邦法によって変更が加えられてきた。46条で定めている罰金は、こんにちでは課せられていない。47条に関しては、議会ではなく連邦最高裁判所が、選挙結果係争裁判所として判断を下している。

45条はおおむね44条を前提としており、カギとなるのは44条とその解釈となる。1項は、二重シティズンシップ所持者を対象としていると考えられるが、憲法は19世紀末に、オーストリアが大英帝国の六つの植民地から一つの海外自治領となったさいに作成されたものであり、英国はもちろん、カナダやニュージーランドあるいは南アフリカも外国勢力とは考えられていなかったはずである。こんにち、2016年の国勢調査によればオーストラリアの人口の28%は国外で生まれた移民第一世代であり、ほとんどが移住時に出生国の国籍を有していたであろう。また、両親のどちらか、あるいはいずれもが国外で生まれた移民第二世代が人口の21%を占める。潜在的には人口の約半数が二重シティズンシップを有している可能性があり、国によってはシティズンシップの放棄にたいへんな手間や費用が掛かる場合もある。憲法の条文を文字通り解釈すれば、シティズンシップを有していなくとも市民としての権利や特権の対象となれば44条に抵触すると連邦最高裁判所が判断を下す可能性もあり、二代遡ってそのような権利を認めている国も存在する（例えば、英国やアイルランドは、祖父母が出身者であればラグビーなどスポーツのナショナル・チームに選出される）。もしも日本政府が、日系人に限定した優先的な移住・就労政策を実施すれば、日系人は「権利や特権を有する」と判断される可能性がある。シティズンシップの放棄は、煩雑な手続きと費用をか

けて達成できるとしても、権利や特権の放棄は可能なのか。さらに、後述のように連邦最高裁判所は、シティズンシップの放棄を宣言し必要書類を送付しただけでは不十分であり、当該国の手続きが完了したことを確認する必要があるとの判決を下した。そうすると、オーストラリアの選挙に立候補できるかどうかは、外国政府の事務手続き能力によって左右されることになる。また、いったん二重シティズンシップを有しないことが確認できたとしても油断は禁物である。たとえば、父系の子どもしかシティズンシップを認めてこなかった国が母系も認め、さらにその発効を遡った場合、いつの間にか二重シティズンシップ保持者となる可能性もある。

2項と3項に関しては、さほど解釈の余地がないように思われるかもしれないが、立候補時点で有罪判決を受けていながら、その後控訴審で無罪判決が出されるような事態も想定することができる。4項に定められている内容により、公務員が立候補する場合いったん退職しなければならない。ただし慣習によって落選した場合は元の職場に復帰できるとされている。ここでの問題は、例えばオーストラリア・ポスト（郵便公社）のように公社化された国営企業は含まれるのか、潜水艦企業やブロードバンド・ネットワークのように政府が株式を保有している企業はどうなのか、あるいは公立大学の教職員はどうなのか、こういった事例に対する連邦最高裁判所の判例はまだ存在しない。労働党や自由党は用心深く大学教員を擁立する場合いったん退職させているが、大学に復職できたもののテニユアを失い任期付雇用となった例もある（Sarre 2018）。5項に関しては、メディケアという健康保険制度を通じて家庭医（GP: General Practitioner）がその対象となるのではないかとの疑問が示されている。特に、医療費の請求と支払いが医師と政府との間で直接行われるバルク・ビルディング³を行っている医師の場合、44条5項に抵触するのではないかと、立候補を辞退する事例が生じている（Gans 2019a）。

44条、特に1項、4項、5項に関していえることは、憲法が起草された1890年代には想像できないほどオーストラリア社会や経済構造が複雑化している

³ bulk billing：この方式の場合、患者は15%の自己負担分を支払う必要がない。15%は医師の負担となるが、医師は医療費をまとめて、すなわちバルクで請求することで迅速な支払いを受けることができる。

ことである。その結果、国の境界線や政府と民間の境界線があいまいになり、憲法は充分に対応できなくなっている。潜在的に44条の各項に捕捉されるであろう人々の割合は、1項目の二重シティズンシップ所持者を筆頭に、公務員や何らかの形で連邦政府と関わり合いのある人々を含めると半数を超える可能性がある。44条の文言上の問題は、「議員となることができない」ではなく、「議員として選ばれることができない」となっていることにある。前者であれば、当選したのち議員となるまでに（すなわち最大限では議会において宣誓するまでに）問題を解消すればいいのであるが、後者の場合立候補を届けるまでに完了しなければならない。2018年の判例では、二重シティズンシップ解消のための相手国における手続きを届け出までにすべて完了していない議員は、失格とされた。2013年の選挙の際に英国のシティズンシップを放棄しなければならなかったリザ・チェスターズ下院議員やアンドルー・ジャイルズ下院議員によれば、英国ですらシティズンシップ放棄のためには4か月から半年かかったとのことであり、突然議会が解散された場合、間に合わない場合が十分想定できる。当選後44条に抵触することが判明し失格した場合、下院議員であれば補欠選挙が行われるが、上院議員の場合該当する候補者を除外して再集計が行われることとなる。またオーストラリアの選挙で用いられている優先順位付き投票制度の下では、下位候補者の優先順位によって当選する可能性があり、失格の可能性のある候補者の優先順位によって当選した場合、その有効性が問われかねない事態も十分想定できる⁴ (*Guardian Australia*, 29/04/2019; Gans 2019b)。

4. 44条に関するこれまでの経緯

オーストラリアの連邦憲法は、1897年から98年にかけて各地で開催された憲法制定会議で討議・起草され、その後各植民地における住民投票によって承認され、最終的には英国議会の法律として成立した。特筆すべきは、この

⁴ この問題については憲法学者でも意見が分かれている。ジョージ・ウィリアムスは、44条に抵触する候補者の存在が選挙結果に影響した場合、連邦最高裁判所に提訴される可能性が高いと述べている。アン・トゥーミーは、可能性は否定しないものの1987年の判例を引用し、また判例を変更した場合の混乱を考慮すると、当選を認める可能性が高いと述べている (*Guardian Australia* 29/04/2019)。

会議の代議員は各植民地で選挙によって選ばれたことであり、サウスオーストラリア植民地では女性も選挙権・被選挙権を得ていた。政治学者ハル・コールバッチの、選挙制度に関する両院常任委員会（Joint Standing Committee on Electoral Matters: JSCEM）への意見書によれば、44条が現在の形で憲法に組み込まれたことについては以下に述べるような事情があった（以下 Colebatch 2018）。もともとの憲法草案は、一連の会議に先立つ1891年の会議において、クィンズランド植民地の代表で後に連邦最高裁判所の初代長官となるサミュエル・グリフィスの主張により、「外国勢力に忠誠、服従あるいは支持する誓いを立てたもの、その旨宣言したもの、あるいはそれを認めたもの、あるいは外国勢力の臣民や市民となったり、臣民や市民としての権利や特権を受けられるような行動をとったものは、上院議員や下院議員として選ばれたり議席を有したりすることはできない」と定められていた。これに対し、34条、46条、47条にあるように「別途議会が定めるまで」というフレーズを含めるべきではないかとの意見が出されたが、ニューサウスウェールズ植民地代表で連邦の初代首相となるエドモンド・バートンは、そのような変更を認めれば、外国勢力に忠誠を誓うような明らかに信頼できない人物が議会にこっそり忍び入ってくることを防ぐことが難しくなるとして、この案を退けた。それでもグリフィス案では、能動的に外国勢力に忠誠を誓うか、外国籍を取得したものが失格の対象とされていた。

ところがバートンは、酷暑の中で行われたメルボルン会議の最終日前日に、すでに合意されていた条項に対し400項目に及ぶ修正案を提示し、3時間の休憩後に一括採決することを求めた。代議員の多くは酷暑で疲労困憊し、さらにウェスタンオーストラリアの代表団は帰途に就く時間が迫っており、結局修正案は精査されることなく同意された。バートンは、修正案が原案の趣旨を変えることはないと説明したが、44条に関しては、能動的な行動が求められていたグリフィス案から、積極的な行動をとらなくてもその事実だけで失格してしまう現行案に変更されていた。JSCEMの報告書の中で、唯一憲法改正の必要なしという少数意見を書いたベン・モートン下院議員をはじめ、44条を現行のままで良しとする人々は、起草者が明確な意図を持って決定した憲法を変えるべきではないとの議論を展開している（JSCEM 2018; NSW

Young Lawyers 2018)。44条が現在のような形となったのは、バートンの提案によるところに疑いの余地はない。しかし、バートンがどのような意図を持ってこのような提案を行い、どさくさに紛れるような形で変更を加えたのか、意図は明らかではない。バートン以外の代議員が、変更の意味を理解していたかも不明である。

近年44条問題が浮上した最初は、1987年の両院解散選挙において、核兵器廃絶党からニューサウスウェールズ州の上院で立候補し当選したロバート・ウッドが、立候補までにオーストラリアのシティズンシップを得ていなかったため失格した事例であった。これは明らかにウッドの不注意であったが、1992年にボブ・ホーク首相が首相の座を失い議員を辞職したことによって引き起こされたウィルズ選挙区の補欠選挙では、1位から3位まで3人の候補者が44条に抵触するとして失格し、大きな話題となると同時に政党に対し大きな注意を喚起することとなった。

メルボルンの都心に近接したいわゆるインナー・サバーブの選挙区であるウィルズは、労働者階級が多く住む選挙区で、ホークが11年にわたって楽勝を重ねてきた労働党の安全選挙区であった。1991年12月にホークから首相の座を奪ったポール・キーティングは、ホークのもとで財務相として辣腕を振るい、ネオ・リベラル的経済構造改革を推進していた。ウィルズ選挙区などに多く居住していた工場労働者にとって、キーティングに代表される経済合理主義者たち（オーストラリアでネオ・リベラリズムは当時 economic rationalism と呼ばれていた）は、関税の削減や製造業保護の撤廃を通じて製造業を空洞化させた責任者であり、さらにそのような経済政策こそが、1990年半ばから始まる深刻な不況を引き起こしたと考えられていた。ウィルズ補欠選挙では、労働党の「右傾化」を強く批判した左派系独立候補のフィル・クリアリーが、労働者階級の不満を吸収して当選した。

ところがこの結果は、クリアリーが無給の休職中ではあったがヴィクトリア州の中等教育教員を辞職していなかったことに加え、労働党と自由党の候補者がそれぞれギリシャとスイス出身であり二重シティズンシップを有しているのではないかと疑いを持たれたことから、選挙結果は無効であるとの訴えが連邦最高裁判所に起こされた。連邦最高裁判所は、クリアリーに関し

ては、無給であろうと休職中であろうと公務員の身分に変わりはなく、また44条は連邦公務員のみならず州公務員にも適用されるとして訴えを認め、クリアリーの当選は取り消された。また、労働党のビル・カードミツイス（ギリシャ出身）と自由党のジョン・デラクレタス（スイス出身）に関しても、連邦最高裁判所は両者ともに二重シティズンシップ状態を解消していなかったとして、立候補資格なしと決した。このとき連邦最高裁判所は、「外国籍やシティズンシップを放棄する上で必要な手段をすべてとっていれば（all steps that can be reasonably be taken）」失格とはならないとしたが、シティズンシップの放棄を一方向的に宣言するだけでは不十分とした（JSCEM 2018, 24-25）。

このとき、少数意見を記した判事もあった。（のちに連邦総督となる）ウィリアム・ディーン判事は、クリアリーに関し、「選ばれることができない」ということばを立候補時に適用すれば、労働人口の10%近くを占める連邦と州の公務員が不利な状況に置かれるとして、選挙結果が宣言される時点と解釈されるべきであり、その場合クリアリーはその1週間前に辞職しているため44条に抵触しないと考えた（High Court of Australia 1992）。また二重シティズンシップに関しては、メアリー・ゴードロン判事もディーン判事に加わって少数意見を記した。カードミツイスの場合、ギリシャではシティズンシップ放棄には担当閣僚の許可が必要とされているが、カードミツイスはオーストラリアのシティズンシップを取得した際、ギリシャへの忠誠を放棄しており、政府の許可を求める以外必要とされる手続きをすべて行っているため、44条に抵触しないと考えた。またスイスの場合、スイス国外に居住してスイス以外のシティズンシップを取得した場合、スイスのシティズンシップから解放されるのであるが、実際にどのような手続きを取ればスイスのシティズンシップから解放されるのかははっきりしていない。デラクレタスの場合、オーストラリアのシティズンシップを取得して30年が経過し、その間にスイスのシティズンシップを主張する行為を行っていないことから、やはり44条に抵触しないと考えた。ディーン、ゴードロン両判事はまた、外国のシティズンシップや市民としての権利や特権を根拠とした場合、外国の法によってオーストラリアの議員資格が左右されることとなり、極端な例との但し書き付きではあ

るが、外国勢力がオーストラリアの議員にシティズンシップを付与したと宣言することで、議員を辞職に追い込み議会を機能不全にできることを挙げた (High Court of Australia 1992)。

1992年の連邦最高裁判決は、各政党に大きな衝撃を与えた。例えばオーストラリアン・デモクラッツのような少数政党であっても、立候補を受け付ける際、二重シティズンシップの有無や公務員としての雇用状況を入念に調査し、候補者教育を施していた。にもかかわらず1996年の総選挙では、ニューサウスウェールズ州のリンズイー選挙で労働党の現職を破った自由党のジャッキー・ケリー候補が、ニュージーランドとの二重シティズンシップを理由に当選を取り消され、再選挙で当選した。1998年の選挙では、PHONから立候補し、クインズランド州上院で当選したヘザー・ヒル候補が、英国との二重シティズンシップを理由に当選を取り消された。ヒルは、憲法制定当時には英国は他国ではなかったと主張したが、連邦最高裁判所はその主張を却下した。

5. 第45議会の44条問題

(1) 第1幕：フリンジ少数政党の問題

ボブ・デイは、企業経営者でもともと自由党に多くの寄付を行っていたが、エヴァンジェリカル教会を母体とした少数政党であるファミリー・ファーストのサウスオーストラリア支部を率いて2013年の選挙で上院議席を獲得し、2016年に再選された。デイは、議員事務所として自らが経営する会社の事務所を使用することを希望し、事務所を連邦政府にリースし、それを議員事務所として無償貸与を受け使用していた。このことが、連邦政府と間接的な取引関係にあるのではないかと疑いを招き、上院によって連邦最高裁判所に照会された。1975年、ガーフィールド・バーウィック連邦最高裁判所長官は、この問題に関して44条を極めて限定的に解釈し、政府との利害関係が長期間に及び、議員活動に関連して政府から明らかに影響を受けている場合に限り失格とするとの判決を下していた。今回連邦最高裁判所は、バーウィック判決を覆し、デイが2016年選挙より前の2016年2月より連邦政府と間接的な取引関係にあったと認定し失格とした。2016年選挙以前からということは、そ

の選挙にデイは立候補資格がなかったことを意味するので、デイの後任の上院議席は2016年選挙の再集計によって決定され、名簿2位であったルーシー・ガシューイが繰り上がることとなった。ガシューイは、ファミリー・ファーストに所属していたが、同党が2017年5月に自由党を離党したコリー・バナーディが結党したオーストラリア保守党に合流するとそれには加わらず無所属の上院議員となり、さらに2018年2月自由党に入党した。

ロッド・クールトンは、2016年の総選挙でPHONから立候補し、ウェスタンオーストラリア州の上院議席を獲得した。クールトンは、立候補した時点で商売のいざこざがもとで相手の車のカギを奪ったとして窃盗容疑で有罪判決を受けており、最高で禁固2年となる可能性があった。この有罪判決は後に取り消されたが、立候補時には有罪判決下にあったため、連邦最高裁判所はクールトンが44条に抵触し立候補資格がなかったと判断した。クールトンの空席は、再集計の結果名簿2位でクールトンの義弟であるピーター・ジョージオによって補充された。

(2) 第2幕：シティズンシップ・セブン

44条騒動の第2幕は、2017年7月にグリーンズの共同副党首の一人スコット・ラDRAM上院議員が、突如議員辞職を発表したことから始まった。ニュージーランド生まれのラDRAMは、8歳の時に両親とともにオーストラリアに移住しその後オーストラリアのシティズンシップを得ていたが、それによってニュージーランドのシティズンシップが抹消されると思い込み、必要な手続きを取っていなかった (*Guardian Australia* 14/07/2017)。その4日後、グリーンズのもう一人の共同副党首ラリッサ・ウォーターズ上院議員が、カナダのシティズンシップを持っていることが判明したとして議員を辞職した。ラDRAMの場合は明らかな本人の不注意であるが、ウォーターズの場合は同情に値する。オーストラリア人であるウォーターズの両親は、カナダ留学中にウォーターズを出産し間もなく帰国していた。ウォーターズは、カナダの法律上カナダのシティズンシップを申請しなければ所持することにはならないと考えていたが、その時点ではカナダで生まれたものには自動的にカナダのシティズンシップが付与されており、カナダのシティズンシップ法が改正されたのは、

ウォーターズの出生1週間後であった (statement from Senator Larissa Waters 18/07/2017)。

ここまで44条問題で失格したのは、グリーンズ、ファミリー・ファースト、PHONといった少数政党の上院議員であり、候補者を審査する内部過程に問題があるとの見方もあった。ところが次に問題とされたのは、国民党の現職閣僚（資源・北部オーストラリア担当相）であるマット・キャナヴァン上院議員であった。キャナヴァンのイタリア生まれの母が、キャナヴァンを海外居住のイタリア人として登録していたことが明らかになり、キャナヴァンは閣僚を辞職し、議員資格に関しては連邦最高裁判所の判定を待つこととなった。8月には、PHONのマルカム・ロバーツ上院議員（英国植民地時代のインド生まれ）、国民党党首で副首相（農業・水資源担当相）のバーナビー・ジョイス下院議員（父がニュージーランド生まれ）、国民党副党首（地方開発・地方自治体担当相）のフィオーナ・ナッシュ上院議員（父がスコットランド生まれ）、ニック・ゼノフォン上院議員（父が英領時代のキプロス、母がギリシャ出身）に疑問が生じ、すでに議員を辞職していたラドラム、ウォーターズと合わせ、7人が連邦最高裁判所に照会されることとなった（シティズンシップ・セブン）。なお、ジョイスとナッシュは、キャナヴァンとは異なり閣僚を辞職しなかった (*Guardian Australia* 25/07/2017, 14/08/2017, 19/08/2017; *Fairfax Media* 05/08/2017)。

連邦最高裁判は、10月27日に判決を下し、ゼノフォンとキャナヴァンの議員資格に問題はないが、ラドラム、ウォーターズ、ロバーツ、ジョイス、ナッシュの5人は、44条に抵触し議員失格とされた。ゼノフォンの父が所有していた海外領英国籍 (British Overseas citizen) は、英国市民として英国に居住する権利や特権を付与しておらず意味を持たないこと、キャナヴァンの場合、海外居住のイタリア人登録はイタリアのシティズンシップには該当しないことが理由とされた (*Guardian Australia* 27/10/2017)。いわゆるエスニック・コミュニティ出身であるゼノフォンとキャナヴァンが問題ないとされた一方、失格した5人は英国、カナダ、ニュージーランドといったアングロ・ケルティック出身者であり、このことはその後も繰り返される。

下院議員であるジョイスは、議員辞職に伴って補欠選挙が行われることと

なった。上院議員の場合は該当者を除外した再集計が行われ、ラドラムの空席は身体障がい者であるジョーダン・スティール・ジョン、ウォーターズの空席はオーストラリアン・デモクラツクの党首経験を持つアンドルー・パートレットが補充することとなった。パートレットはオーストラリア国立大学から研究委託を受けており、これが公務員に該当するのではないかとの疑念も生じた (*Guardian Australia* 20/07/2017; *Courier Mail* 25/11/2017)。なおパートレットは、ウォーターズがカナダの市民権を放棄する手続きを終えると辞任して、議席をウォーターズに譲った。ナッシュの場合、自由党と国民党は上院で共同名簿を作っており、国民党副党首の空席を自由党候補が補充することになった。名簿順であれば自由党リベラル派のホリー・ヒューズが繰り上がるはずであったが、ヒューズは選挙（落選決定）後、政府によって行政不服審査委員に任命されており、連邦最高裁判所はこれが公務員に該当し、上院候補の場合空席補充の可能性のある限り実質的に選挙が終わっていないとの判断を下した (*Guardian Australia* 15/11/2017)。この結果、ナッシュの空席は自由党保守派のジム・モランが補充することとなった。また、最高裁判所の判断の直前、ゼノフォンは翌年のサウスオーストラリア州議会選挙に立候補するとして議員を辞職した。ゼノフォンの後任は、議員資格に問題なく辞職したため党が決定することができ、ゼノフォンの意向により名簿順のティム・ストアラーではなく、潜水艦乗員の経験を持つ実業家のレックス・パトリックが上院議員となった。ストアラーはこの決定に抗議して離党した (*Fairfax Media* 31/10/2017)。

(3) 第3幕：自由党・労働党に飛び火

シティズンシップ・セブンに対する連邦最高裁の判決から間もなく、ステイーヴン・パリー上院議長（自由党）が、父が英国出身であり確認を取ったところ二重シティズンシップ所持者であることが判明したとして議員を辞職した (*ABC* 31/10/2017)。上院議員がその身分について連邦最高裁判所に照会される場合、書類が上院議長のもとを通過するのであるから、パリーは自らの状態を承知したうえで様子をうかがっていた疑いが濃厚であった。これを受けてターンブル首相は、すべての議員に本人、両親、祖父母、配偶者

の出身国とシティズンシップの状況に関する情報を議会に提供し公表することを求めた（シティズンシップ登録）。その結果、ジョン・アレグザンダー下院議員（自由党）、ジャッキー・ランビー上院議員（ジャッキー・ランビー・ネットワーク：JLN）、スカイ・カコシェキー・モーア上院議員（ニック・ゼノフォン・チーム：NXT）が議員を辞職した。母系がアボリジナルであるランビーは、父が英国出身であり、英国との二重シティズンシップを所持しているとされた。ランビーの空席は、タズマニア州ダヴェンポート市長であるスティーヴ・マーティンが繰り上がった。ランビーは、自らのシティズンシップの状況が解消されたら上院に復帰することを求めたがマーティンはこれを拒んだため、ランビーはマーティンを除名し、マーティンは国民党に入党した（ABC 28/05/2018）。カコシェキー・モーアの場合、シンガポール生まれの母が英国シティズンシップを所持していた。1981年まで父が英国出身者でなければ英国シティズンシップを子どもは受け継ぐことができなかったが、カコシェキー・モーアが生まれた1985年には母親からもシティズンシップを受け継ぐことができるようになっていた。カコシェキー・モーアの空席は再集計によって名簿登載4番目であったティム・ストアラーが補充することになったが、ストアラーは上記の事情から離党しており、ゼノフォンの議員辞職に伴ってセンター・アライランス（CA）と改名したNXTは1議席減となった（Fairfax Media 24/01/2018）。

また、シティズンシップ登録の結果、これまで完璧で水も漏らさぬ事前調査を行っており一切問題ないと主張してきた労働党にも、問題があることが判明した。デイヴィッド・フィーニー下院議員は、英国のシティズンシップを放棄したことを証明する書類を発見できず、2018年2月に議員辞職に追い込まれた。また、ケイティ・ギャラガー上院議員は、立候補届け出前に放棄手続を行ってはいったものの、英国政府側が手続きを完了したとの書類が届いたのは当選後のことであった。ギャラガーと同様の問題は、ジャスティン・キー、スーザン・ラム、ジョシュ・ウィルソン（以上労働党）、レベッカ・シャーキー（CA）の4下院議員も抱えており、失格となってもただちに補欠選挙に直結しないギャラガーが、テスト・ケースとして最高裁判所に照会されることとなった。

労働党が自らの対策を完璧だと考えたのには、十分根拠があった。1992年の連邦最高裁判決は、一方的に他国のシティズンシップの放棄を宣言するだけでは二重シティズンシップの解消には不十分であり、「放棄するべく合理的に必要な手続きを充分にとっていること」を求めていた。この判決は、立候補締め切り以前に書類を送付するなど放棄するために必要な手続きを開始していればよいと解釈されており、労働党もそのように考えていた。しかしながら2018年、連邦最高裁判所は、44条に抵触しない条件として以下の2点を挙げ、英国はこのような条件に該当しないとして、ギャラガーを失格と判断した。

1. 当該国の法律によって、シティズンシップの放棄が全く不可能な状態に置かれていること。
2. 当該国の法律によって、外国籍から解放されるために求められているすべての合理的に必要な手段を取っていること。(JSCEM 2018)

すなわち、この連邦最高裁判所の判断によれば、「合理的に必要な手続き」の主体は、シティズンシップの放棄を求める申請者ではなく、申請を受け付けた国の政府とされた。国籍・シティズンシップの放棄が不可能でない限り当該国においてすべての手続きを完了していなければ、44条に抵触するという判断であり、連邦最高裁判所が憲法解釈を変更した、あるいは少なくともこれまであいまいだった解釈をより厳格な形で明示したといえる (JSCEM 2018, 64)。

2016年選挙に関し、7月2日を投票日とする両院解散を実施することが決定的となったのは、4月18日であった。ターンプル首相は、5月9日に両院解散選挙を発表し、選挙執行令状は5月9日に発行され、立候補の締め切りは6月9日であった。ギャラガーと同様の事情であったことから議員を辞職しなければならなかったシャーキーの場合、シャーキーが下院に提出したシティズンシップ・レジスターの記録によれば、7月2日の両院解散選挙が決定的となった翌日の4月19日に英国シティズンシップの放棄を発表すると同時に、手続きに必要な書類を国際速達郵便によって英国内務省でこの問題を担当するオ

フィスがあるリヴァプールに発送し、書類は5月2日に配達された。5月30日には必要な費用であるA\$570.67が払い込まれ、6月2日には支払いが確認された。しかしながら英国内務省は、6月13日にシャーキーが保持しているオーストラリアのパスポートのコピーを要求しており、すべての手続きが完了したのは6月29日であった。シャーキーの二重シティズンシップ状態は、投票日には解消されていたが立候補時では手続きが完了していなかった。

労働党のリザ・チェスターズ、アンドルー・ジャイルズ両議員は、2013年の総選挙で初当選を果たした労働党期待の若手議員である。両親が英国出身であるチェスターズ、母が英国出身であるジャイルズは、共に英国のシティズンシップを解消する必要があった。2013年に関しては、ギラード首相が1月の時点で9月14日に総選挙を実施することを発表したため（実際の投票日は1週間早い9月7日となった）、英国のシティズンシップを解消するに十分な時間があったが、書類をキャンベラにある大使館（高等弁務官事務所）ではなくリヴァプールに送らなければならないなど日数がかかり、チェスターズによれば6か月近く、ジャイルズによれば6か月はかからないとしても数か月を要し、手続きが完了したのはチェスターズが8月6日、ジャイルズが6月17日であった（著者とのインタビュー）。

テスト・ケースであったギャラガーが失格したため、同様に立候補時に英国での手続きが完了していなかったキー（タズマニア州ブラッドン選挙区）、ラム（クィンズランド州ロングマン選挙区）、ウィルソン（ウェスタンオーストラリア州フリーマントル選挙区）、シャーキー（サウスオーストラリア州メイヨ選挙区）が議員を辞職した。これに家族の事情から議員を辞職したティム・ハモンド（ウェスタンオーストラリア州パース選挙区）を含め、5つの補欠選挙が7月28日に実施されることとなった。44条補欠選挙の結果をまとめると、ジョイス（ニューサウスウェールズ州ニューイングランド選挙区）とアレグザンダー（ニューサウスウェールズ州ベネロン選挙区）の辞職に伴う補欠選挙は、2017年12月に実施され、両者とも再選された。フィーニー（ヴィクトリア州パットマン選挙区）に関しては、2016年選挙でグリーンズの候補に肉薄されており、議席を失うことを恐れたALPはフィーニーを降ろしてオーストラリア労働組合総連合の委員長ジェッド・カーニーを擁立し、議席を維持

した。7月28日の「スーパー・サタデイ」補欠選挙では、ブラッドン選挙区とロングマン選挙区は接戦選挙区であり、労働党が議席を失うことが懸念されたが、ロングマンで票を上積みするなどすべての選挙区で現職が議席を維持することができた（現職が辞任したパース選挙区も労働党が議席を維持）。すなわち、44条の二重シティズンシップ問題で行われた下院補欠選挙は、すべて失格とされた現職議員、ないしその政党の候補者が議席を維持することができた。

6. 政治的インプリケーション

二重シティズンシップの問題で失格した議員は、すべて本人ないし両親、あるいはそのどちらかが英国、カナダ、ニュージーランドというアングロ・ケルティック出身者であり、いわゆるエスニック・マイノリティは皆無であった。このことは、おそらく4つの問題を示唆している。第1に、アングロ・ケルティック出身者の中には、まさか自分が二重シティズンシップに該当しないであろうという油断があったのではないか。第2に、その裏返しとして、エスニック・マイノリティ出身者は、自らのバックグラウンドを考慮し、入念にチェックしていることが考えられる。第3に、エスニック・マイノリティ出身者は、44条を理由として立候補することをためらっており、このことが44条に抵触していないことにつながっているのではないだろうか。このことは第4に、連邦議会の構成が実社会を反映せず、非ヨーロッパ系の議員が極端に少ない結果を招いている。イラン出身のサム・ダスティアリ上院議員の場合、イランのシティズンシップを放棄するため、弁護士費用に25,000ドルを費やし、3度試みたもののそれでも本当に放棄できたのか確信がないと伝えられている（SBS 19/07/2017; *Australian* 01/08/2017）。ダスティアリは、そのような努力にもかかわらず、中国系実業家からの政治寄付と引き換えにオーストラリア政府および労働党の方針と異なる発言を行ったことを指摘され、2018年に上院議員辞職に追い込まれた。

第45議会における上院・下院議員のうち、議会事務局にシティズンシップ登録をした議員に、連邦最高裁判所の判定の対象となった議員を加えると、242人のデータが存在する。この242人のうち、国外で生まれた議員は27人で

あり、オーストラリア人の両親から（血統主義を取るためシティズンシップの資格のない）シンガポールで生まれたピーター・ウィッシュ・ウィルソン上院議員を除く26人が、出身国のシティズンシップを所持していた。そのほか、オーストラリア生まれであるが親から他国のシティズンシップを受け継いだものが36人存在しており、何らかの時点で二重シティズンシップを解消しなければならなかった議員は62人であった。外国生まれの父母あるいは祖父母を持つが他国のシティズンシップを持っていない議員は73人であり、その中にはエジプト出身の両親が1970年代にオーストラリアへ移住しオーストラリアのシティズンシップを取得したことでエジプトのシティズンシップを失ったピーター・カシルが含まれている。2代遡ってもすべてオーストラリア生まれという議員は101人であったが、この中には後述のドッドソンとアルバネイヰを含んでいる。このほかに無国籍とされていた親あるいは祖父母を持つ議員が5人存在する。

ヨーロッパ以外のお出自を持つ議員は、先住民族5名（リンダ・バーニー、パトリック・ドッドソン、マランディリ・マッカーシー、ケン・ワイアット、ジャッキー・ランビー）、中東4名（アン・アリー、ピーター・カシル、サム・ダスティアリ、マイクル・サカー）、中国系東南アジア2名（ペニー・ウォン、イアン・グッドイナフ）、南アジア1名（マーリーン・ファルーチ）、南太平洋2名（リザ・シン、ミッシェル・ローランド）それにアフリカ1名（ルーシー・ガシューイ）の15名となる。ヨーロッパ出身者の中には、イタリア系10名、ギリシャ系8名。旧ユーゴスラヴィア系4名（いずれも第2、第3世代を含む）が含まれている。以下に示すように、移民やエスニック・マイノリティ出身議員は、ギリシャ系を例外として実際の人口比よりかなり低いことがわかる。

表1：議員の出生地とシティズンシップ（45議会）

	議員数	比率	人口比*
国外生まれ・二重シティズンシップ	26	10.7	28**
国外生まれ・二重シティズンシップではない	1	0.4	
国内生まれ・二重シティズンシップ	36	14.9	
二重シティズンシップ所持者合計	62	25.6	
父母・祖父母に国外生まれあり	73	30.2	21***
二代前まですべてオーストラリア生まれ	101	41.7	
父母に無国籍者を含む	5	2.0	
	242		

表2：アングロ・ケルティック以外の議員の割合（45議会）

	議員数	比率	人口比
先住民族	5	2.1	2.8
中東・北アフリカ	4	1.7	
中国系東南アジア	2	0.8	5.6****
南太平洋	2	0.8	
南アジア	1	0.4	2.1*****
アフリカ	1	0.4	
非ヨーロッパ合計	15	6.2	
イタリア系	10	4.1	4.6
ギリシャ系	8	3.3	2.1
旧ユーゴスラヴィア	4	1.7	
ムスリム	4	1.7	2.6

* 2016年の国勢調査結果

** 移民第1世代

*** 移民第2世代のみの数値

**** 中国系人口

***** インド系人口

44条問題は、これで終わったわけではない。アンソニー・アルバネズィ労働党党首は、出生証明上では父親が不在となっているが、実父はイタリア人の船員であり、2009年には父との対面を果たしている（Middleton 2016; ABC 7.30 23/08/2016）。しかしながら、出生証明には母の名前しか入っておらず、その母は2002年に死去し、また父は2014年に死去している。状況証拠からはアルバネズィはイタリアとの二重シティズンシップを所持しているようにみえるが、提訴された場合、連邦最高裁判所がどのような判断を下す

のであろうか。

「和解プロセスの父」との異名を取るパトリック・ドッドソンの場合、父はオーストラリア人ということになっているが、英国あるいはアイルランドのシティズンシップを持っていた可能性もある。最も著名で傑出したアボリジナルのリーダーが、二重シティズンシップで失格する可能性があるというのは悪い冗談のようであるが、母系がアボリジナルであるジャッキー・ランビーの場合、幼少のころ英国から移住してきた父が英国籍を持っていたということで失格している。

ユダヤ系であるマーク・ドレイファス（父がドイツ生まれ）、マイケル・ダンビー（父がドイツ生まれ、2019年選挙で引退）ジュリアン・リーサー（祖母がドイツ生まれ）、ジョシュ・フライデンバーグ（母がハンガリー生まれ）の場合、いずれも該当する父・母・祖母がナチスやナチスに協力する政権によって国籍を剥奪され無国籍であったため、二重シティズンシップには該当しないと主張している。しかしながらハンガリーの場合、ナチス協力政権がユダヤ系市民から剥奪したシティズンシップを回復させており、厳密に言えばフライデンバーグはハンガリーシティズンシップを放棄する必要はないか。「ホロコーストの被害者にそのようなことを求めるのは酷ではないか」ということだけがフライデンバーグに対し、ハンガリーとの二重シティズンシップに関する疑惑が向けられることを妨げている。旧ソヴィエト出身で亡命経験のある父を持つジェイソン・ファリンスキーも同様である。

労働党は、自由党のフライデンバーグやファリンスキーに加えジュリア・バンクス、ノーラ・マリノなどに二重シティズンシップの疑惑があると主張し、一方の自由党は、労働党のエジプト出身議員アン・アリーに同様の疑惑を向けている。ピーター・ダットン内相は、配偶者が経営するチャイルドケア・センターへの助成金をめぐって44条5項に抵触しているのではとの疑惑が生じている。大学教員や研究者が44条4項に抵触しているか否かについて回答は出していない。ターンブル議員引退後の補欠選挙で医師のケリン・フェルプスが勝利すると、医療保険制度（メディケア）の関係で、連邦政府との取引関係があるのではないかと指摘された。

ギャラガーのケースにおける連邦最高裁判所の判決が意味するところは、

人口の約半数を占める移民第一世代と第二世代（英国やアイルランド出身の場合第三世代も含まれる）にとって、オーストラリアの選挙に立候補できるか否かは、オーストラリアではなく当該国の憲法や法律によって決されるということである。さらに憲法や法律は改正されうる。例えば英国出身の母を持つ議員は、1948年国籍・市民権法によって父系のみシティズンシップが子に継承されると定められたことを根拠に二重シティズンシップ所持者ではないと主張している。しかしながらこの国籍・市民権法は1981年に改正され、1983年以降に誕生した場合、母系でもシティズンシップが継承されることとなった（ジャイルズやカコシュキー・モーアはこれによって二重シティズンシップに該当することになった）。さらに2003年の改正によって1961年2月7日から1983年1月1日の間に英国人を母として生まれた場合、申請すればシティズンシップが付与されることとなり、さらに2010年の改正によって、1983年以前に英国人を母として生まれたすべての人は、申請すればシティズンシップが付与されることとなった。国籍・市民権法は申請を必要としており、本人が申請していないため二重シティズンシップには当たらないということ、該当するすべての議員が主張しているが、今後申請なしで自動的にシティズンシップを付与するという改正が行われない保証はない。また、申請すればシティズンシップを得られるということは、これに該当する人々のみが持ちうる権利であるから44条1項の「権利や特権」にあたるとの解釈を連邦最高裁判所が下さないという保証もない。

44条によって失格した場合、下院議員であれば補欠選挙が行われるが、上記のように失格した候補者が、立候補しなかったひとつの例を除いて、すべて再選を果たしている。この結果から類推すると、有権者は二重シティズンシップの問題をさほど深刻な問題とは考えておらず、失格して補欠選挙を引き起こした議員をさほど責めてはいないと考えることができる。問題は上院である。上院に空席が生じた場合、任期途中の辞職や死亡が原因である場合、憲法15条の規定に沿って党が後任を選ぶ。44条で失格した場合、立候補資格がなかったのであるから、該当者を除外して上院選挙結果を再集計することとなる。ランビーが失格したのちの再集計の結果、JLNから補充されたが、この際PHONの候補が繰り上がって当選する可能性もあった。さらに、ラン

ビーの後任は結局JLNを除名され、国民党に入ってしまった。この例も含め、2017-18年にかけて失格した10人の上院議員のうち、5人がもともとの政党とは異なった政党に所属することとなった⁵。有権者の意思が、結果として議会に反映されていないケースが多く生じていることとなる。失格したとはいえ一度は選挙に勝った上院議員と入れ替わった議員が、他の政党に所属先を変えることで上院の議会構成が変化し、法案の成否に大きな影響を与える可能性もある。

7. 選挙問題に関する両院合同常任委員会 (JSCEM)

2017年11月28日、いっこうに後が絶えず、上院議長や副首相まで辞職に追い込まれた44条問題に業を煮やしたターンブル首相は、JSCEMに対しこの問題は事務手続きの向上や法改正で対応できるのか、あるいは憲法改正が必要となるのかなどを中心として、以下の内容を諮問した (JSCEM 2018, xiii-xiv)。

- A. 選挙法や行政手続きの改善 (立候補時、より包括的な調査票への記入を求めることや、迅速なシティズンシップ放棄への支援などを含む) によって、44条1項によって失格するリスクを最小化できるのか。
- B. 議会は、44条1項の運用がより確かで予測可能なように (例えば、外国のシティズンシップを放棄するための標準的な手続きを設ける、あるいは選挙結果係争裁判所へ訴える手続きを変更するなど) 法制化することは可能なのか。
- C. 議会は、44条1項の憲法改正 (例えば、オーストラリアで生まれたオーストラリア・シティズンシップ所持者は、積極的に外国シティズンシップを認めたり受け入れたり同意したりしない限り、出自によって失格としないとするなど) を求めるべきなのか。

5 ファミリー・ファーストのボブ・デイの後任ルーシー・ガシューイは無所属から自由党へ、PHONのロバーツの後任フレイザー・アニングはPHONを即座に離党、カコシェキー・モーアの後任はCAをすでに離党していたストアラー、ランビーの後任マーティンは国民党、国民党のナッシュの後任は自由党・国民党連合のパートナーではあるが自由党のモラン。

- D. 上記で考慮されたことは、44条の他の項目、特に4項と5項にも適用されるべきなのか。
- E. そのほか関連すること。

45議会においてJSCEMは、自由党4名、国民党1名、労働党4名、グリーンズ1名によって構成され、自由党のリンダ・レイノルズ上院議員を委員長、労働党のアンドルー・ジャイルズ下院議員を副委員長としていた。この諮問に対して、憲法学者を中心に70を超える提言が寄せられた。

ニューサウスウェールズ大学のハリー・ホブス、サンジータ・ピライ、ジョージ・ウィリアムスは、44条から生じる問題を以下の4点にまとめた。

1. 44条1項は、英連邦の他の国の憲法における同様の失格条項と比較すると、より大きな負担を強いている。
2. 憲法44条の下で、どの時点から候補者が失格となるのか明瞭さに欠ける。
3. 44条は、民主的な政治参加に不必要に大きな障害を課している。
4. 44条が引き起こす不確実性によって、訴訟の可能性を増やし、その結果議会制度の品位 (integrity) や信頼を損ねてしまう。

その上で、事務手続きや法改正でこういった問題を克服することは困難であるとして、44条の改正を提案し、もっとも単純な改正案として、34条や46条、47条のように、冒頭に「別途議会が定めるまで」との文言を挿入することを提案した (Hobbs et al. 2018)

シドニー大学のヘレン・アーヴィングは、二重シティズンシップを所持していることに気づかず、ましてやそれを利用したこともない議員が、44条に抵触したとして失格させられた2017年の連邦最高裁判所の判断は、決して良い判断とはいええず、また憲法上の権利を他国の法律に従わせることとなることは残念である、と記した。アーヴィングは、連邦選挙委員会が候補者に対しシティズンシップをめぐる外国の法規定について助言をできるかもしれないが、「議会が (立法手段によって) 失格を減らすことについてできることは

限られており」、いずれにせよ、法律によって連邦最高裁の権限を奪うことは不可能であるから、憲法改正が必要であると述べている。問題はどのような改正を行うかであり、オーストラリアにおいて憲法改正が困難であることを考慮しつつ、アーヴィングはこのように整理したが、その一方で有権者の間に44条を変更することへの支持が存在するとは思えないと結論付けた (Irving 2018) :

この条項による失格を、外国シティズンシップを認めたり受け入れたり同意したりしたものに限定するよう改正することは、ネガティブ・キャンペーンや誤解、それに混乱を招き、成功する可能性はたいへん低いであろう。44条1項の削除は望ましいが、憲法改正投票が成功する可能性は、私の見立てではやはり低い。どちらの提案も、「不忠な」あるいは「忠実ではない」二重シティズンシップ者が議員となることを認めるとして、徹底した反対に直面するであろう。

「別途議会が定めるまで」との文言を加えることで議会に失格条件を定める立法行為を可能にすることは、よりニュートラルと受け止められるであろう。私の考えでは、この提案であれば、外国への忠誠や外国勢力の影響といった、すでに煮立ちかけており憲法改正投票ではたいへん激しい議論になる問題を中和することができるかもしれない。

もう一つの可能性は、二重シティズンシップ者が立候補することを認め、当選後にオーストラリア以外のシティズンシップを放棄するよう44条1項を修正することである (Irving 2018)。

シドニー大学のアン・トゥーミーは、アーヴィングと同様、連邦選挙委員会が候補者や政党に対しチェックリストを含んだガイドを出版すべきと考えている。トゥーミーも法改正による是正は難しいと考えているが、この問題の原因は、自らのバックグラウンド・チェックを怠り、あるいは失格を避けるために十分な手を尽くしてこなかった議員にあり、憲法改正の必要はないと考えている。もし憲法を改正するのであれば、議員就任時に外国勢力のシティズンシップや外国勢力への忠誠や服従を放棄することを誓約するほうが

効果的であり、二重シティズンシップ以上に公務員の問題（4項）や連邦政府との取引関係（5項）についてより明確にすべきと主張している（Twomey 2018）。

サウスオーストラリア大学のジョー・マッキンタイア、スー・ミルン、ウェンディ・レイスィーは、二重シティズンシップの問題について外国の法規定を根拠としている以上、事務手続きの向上や法改正で対応することは困難であり、憲法を改正して44条1項に加え4項と5項を削除すべきであると提言している（McIntyre et al 2018）。モーナッシュ大学のルーク・ベックは、やはり44条1項によって外国の法がオーストラリアの議員資格を左右していることを根拠に憲法改正の必要を訴え、「別途議会が定めるまで」との文言を加えるべきと主張している（Beck 2018）。

ニューサウスウェールズ州法律家協会青年部会は、憲法起草者たちが44条において立候補資格の決定を議会ではなく憲法に置いたのは、それが議会の品位を維持するために不可欠であると考えたからと理由づけた。44条に抵触するか否かを確認する責任は候補者に帰すべきであり、したがって憲法を改正すべきではなく、連邦選挙委員会が提供するチェックリストに沿って各候補者は二重シティズンシップ所持者ではないことを証明するために取った手続きを含む宣誓書を提出させること、違反したり虚偽の記載があった場合、憲法46条を適用して罰則を加えるべきことを提言した（New South Wales Young Lawyers 2018）。

以上のような多様な提言を受け、JSCEMは、「44条によって現在引き起こされている問題は広範であり、オーストラリアの民主主義に重大かつ深刻な意味合いと影響を持っており」、44条は「相当多くの割合のオーストラリア市民が選挙に立候補して議員となることを妨げたり意欲をそいだりしている」と結論付けた。JSCEMは、連邦選挙委員会が候補者の審査を行うべきであるとする提言について、選挙に関する事務の執行のみならず候補者の適格性に関する判断を選挙委員会に担わせることは、オーストラリアの民主主義に対する信頼性を損なうことになりかねず、実務上も2016年の選挙では1600人を超えた候補者について候補者の適格性について審査することは、連邦選挙法175条によれば立候補の締め切りから公表まで24時間しかないため、不可能

であるとの見解を示した (JSCEM 2018, 69)。憲法47条がもともと意味していたように、議員資格の判定を連邦最高裁判所から議会に戻すということも可能性として考えられる。しかしながら、憲法学者シェリル・ソンダースが指摘するように、議会において数的優位に立つ政党が、党利目的で相手を叩くために利用する、あるいは憲法上の疑いがありながら取り上げないということも考えられる (JSCEM 2018, 77)。自由党・国民党政権は、ダットン内相に44条上の疑いがありながら、連邦最高裁判所に照会することを拒んだ (Gans 2018b)。その一方で、ジャーナリストのデイヴィッド・クロウによれば、ターンブルは2018年8月24日に党首(首相)の座を失った際、議員団がダットンを党首に選出していた場合には、44条上の疑義を理由に連邦総督に対しダットンを首相に任命しないよう助言する用意があり、このことを前日(23日)の記者会見で公表する寸前であった (Crowe 2019)。

JSCEMは、超党派の合意として、44条に「別途議会が定めるまで」という文言を挿入するか、あるいは44条を削除するか、いずれかの憲法改正を提案した。その場合、45条にも「別途議会が定めるまで」というフレーズを加えるかあるいは削除することとなる。44条と45条の両方が削除される場合、34条によって議員資格を取り扱うこととなる (JSCEM 2018, 96)。問題は、オーストラリアにおいて憲法改正が相当に難しいことである⁶。改正の必要性を十分納得できるように説明しなければ、ポピュリスティックな反対運動に対応できない可能性がある。

実際に、この結論に対し、モリソン首相の側近とされる自由党のベン・モートン下院議員が、JSCEMのメンバーとして唯一超党派の多数意見に反対を表明し、少数意見を述べている。モートンは、二重シテイズンシップ問題による議員辞職は、当該議員が自らの状況に注意を払い必要な手順を取っていれば回避できたことであり、事務手続きの向上で対応でき、憲法改正は不要であると考えた (JSCEM 2018, 139)。モートンは、JSCEMの多数意見について、

6 憲法改正が実現するためには、国民投票において過半数の賛成を得ることはもちろん、連邦制を反映して過半数の州(6州中4州)で過半数の賛成を得なければならない。さらにオーストラリアは強制投票制度を取っており投票率は90%を超えるため、有効投票数の過半数ではなく実質上全有権者の過半数の賛成を必要とする。

「だれが議員として選ばれるべきではないということに関し、直接意見を述べる機会を有権者から取り上げ、それを政治家自身に渡そうとするものだ」と批判し、議員が自らを利するような改正案が国民投票で承認される見込みはないし、積極的な反対運動を行うと言明した(JSCEM 2018, 140)。モートンは、憲法改正がどうしても必要であるならば、二重シティズンシップ放棄を立候補時から議員就任前に移すことに限定すべきとし、モートンは、少数意見として以下の提言を示した(JSCEM 2018, 160-161)。

1. 政府は、候補者支援のため外国シティズンシップ放棄支援局を設け、外務貿易省は各国と覚書を交わし、迅速に放棄できる手続きを整える。
2. 立候補するためにいったん退職しなければならない公務員のため、休職手当を増額する。
3. 立候補時に44条に関するすべての情報を開示することを候補者に義務付ける。
4. 議会が議員を連邦最高裁判所に照会することを、情報が開示されていなかった場合か、立候補後に発生した事実により議員特権委員会が必要と認めた場合に限定する。
5. 事務手続きや法令による解決では不十分であると政府が認めた場合、失格の時点而立候補時から議会に宣誓し議員に就任する直前までに変更するという一点に限定して憲法を改正する。

8. 結論

憲法44条問題は、2017年に突如出現したのではなく、1992年と1998年に連邦最高裁判所が判例を示していた。したがって、一見すると議員の不注意やおごり、あるいは怠惰のなせる業のように見える。抵触したとされた議員は、すべて英国、カナダ、NZなどアングロ・ケルティック出身者あるいはその家族に限定されており、彼らが抵触したことにに関して、エスニック・コミュニティからは、「それみたことか」という指摘があっても無理からぬところではあるかもしれない。

しかしながら、ダスティアリ前上院議員が指摘したように、国によっては

25,000ドルを費やし、なおかつ本当に処理されたのか確信が持てない国もある。アリー下院議員のエジプトのシティズンシップ返上に関しても疑問は残されている (Gans 2018a)。イランやエジプトのみならず、英国との二重シティズンシップを解除する際も、半年近い年月とかなりの手数料を求められている。労働党や自由党であれば、費用面だけでなく法律上の助言に関しても、党からの支援が期待できる。しかしながら、少数政党からの立候補や無所属での立候補を考える場合、大きな障害となりえる。

オーストラリアの先住民族に関しては、特に乳幼児期に親やコミュニティから強制的に引き離されたいわゆる Stolen Generations の場合、祖父や父が英国やアイルランド、あるいはニュージーランドのシティズンシップを持っていたかどうかわからないケースもある。何よりも先住民族が、(侵略者の) 二重シティズンシップの問題で立候補資格を問われるとすれば、極めて不条理ではないだろうか。さらに、連邦最高裁判所が2018年のギャラガー判決で示したように、立候補資格が外国の法令や憲法に依存し、そういった法令や憲法が修正され遡及的に適用されるとするならば、当選後も当該国におけるシティズンシップに関する法令や憲法が変更されることがないか、絶えずチェックしなければならないことになる。

44条に「別途議会が定めるまで」という文言が入っていないことについて、憲法制定者の深い意図や特別の理由があったので変更すべきではないとの意見が存在する。しかしながら、コールバッチの分析はそれが間違いであることを示している。確かにバートンはその意図があったかもしれないが、それ以外の代議員が何に同意しているか気づいていたとは考えにくい。いずれにせよ、19世紀末から20世紀初頭の時点、英国の海外自治領であったオーストラリアにとって、英国やニュージーランド、カナダは外国勢力ではなかった。中国からの利益供与が問われて議員を辞職したダスティアリヤ、全米ライフル協会から政治資金を引き出して上院のバランス・オブ・パワーをつかみ、オーストラリアの銃規制を緩和しようとしたPHONの例が示すように、外国の影響とシティズンシップとの間に直接の関連はない。

このように考えると、44条問題の根本的な解決には憲法改正が不可欠である。憲法改正の方法としては、以下の4通りが可能性として存在する。

1. 44条と45条を削除し、議員資格（無資格）については34条で対応する。
2. 現行の44条の冒頭に「別途議会が定めるまで」を加える。
3. グリフィスが1891年の草案で提案したように、失格の対象を積極的に外国のシティズンシップを認めたり受け入れたり同意したものに限定する。
4. 失格のポイントを立候補時ではなく議員就任時とする。

1から3の改正案の場合、二重シティズンシップ者が議員となる可能性を残す。このような改正は、モートンが主張するようにポピュリスト的な反対運動に絶好の機会を提供し、2大政党にグリーンズを加えた既存政党の支持があっても不成功に終わるかもしれない。さらに、スートボマサンのシティズンシップに関する見解を受け入れ、多文化主義社会におけるシティズンシップをそのような社会における社会凝集性を高め、社会的統合を強める手段として考えるならば、二重シティズンシップを保持したまま議員となる可能性を容認することはできない。憲法改正が成功する可能性があるとするれば、二重シティズンシップ放棄の時期を、立候補時から議員就任時に変更する改正であろう。これは最低限の変更であるが、二重シティズンシップのほか、公務員の問題などもおおむね解消できると考えられる。

[References]

Joint Standing Committee on Electoral Matters, 2018, *Excluded: The Impact of section 44 on Australian democracy*, Parliament of the Commonwealth of Australia, Canberra

Submission to Joint Standing Committee on Electoral Matters

- ・ Submission 16, Associate Professor Luke back, Monash University
- ・ Submission 20 with supplementary submission, Professor Kim Rubenstein, Australian National University
- ・ Submission 22, Philip Benwell, Australian Monarchist League
- ・ Submission 24 with supplementary submissions, Dr H.K. Colebatch,

University of New South Wales

- Submission 25, Professor Tony Blackshield, Macquarie University
- Submission 30, Emeritus Professor Andrew Jakubowicz, University of Technology Sydney
- Submission 33, Professor Helen Irving, University of Sydney
- Submission 34, Professor Anne Twomey, University of Sydney
- Submission 35, Michael Maley
- Submission 36, Harry Hobbs, Dr Pillai Sangeetha and Professor George Williams, University of New South Wales
- Submission 37, Associate Professor Matthew Stubbs, University of Adelaide
- Submission 39, Adjunct Professor Rick Sarre, University of South Australia
- Submission 44, Associate Professor Gabrielle Appleby, Professor Rosalind Dixon and Lachlan Peake, University of New South Wales
- Submission 53, NSW Young Lawyers
- Submission 58, Professor Alexander Reilly, University of Adelaide
- Submission 62, Dr Joe McIntyre, Sue Milne and Professor Wendy Lacey, University of South Australia

Carens, Joseph, 2005, "Citizenship and Civil Society: What Rights for Residents?" in Hansen, Randall and Weil, Patrick (eds.), *Dual Nationality, Social Rights and Federal Citizenship in the U.S. and Europe*, Berghahn Books, Oxford and New York.

Colebatch, H.K., 2018a, "Electoral Democracy and section 44: a report from the Sargasso Sea", *Inside Story*, 29 May.

———, 2018b, "Enough is enough on section 44: it's time for reform", *The Conversation*, 10 September.

———, 2019, "The section 44 soap opera: why more MPs could be in danger of being forced out", *The Conversation*, 7 June.

- Crowe, David, 2019, "That is wrong in law': Turnbull tried to bring in Governor-General in last-ditch act", *Nine Media*, 27 June.
- Gans, Jeremy, 2017a, "Constitutional Pachinko", in *Inside Story*, 19 November.
- , 2016b, "Papers Please!", in *Inside Story*, 6 December 2017.
- , 2018a, "Anne Aly and the Insurmountable Obstacle", in *Inside Story*, 11 May.
- , 2018b, "The Outer Limits", in *Inside Story*, 27 August.
- , 2019a, "Second-class surnames" in *Inside Story*, 26 April.
- , 2019b, "How to be a discriminating voter", in *Inside Story*, 3 May.
- Hage, Ghassan, 1998, *White Nation: Fantasies of White supremacy in a multicultural society*, Pluto Press Annandale.
- High Court of Australia, 1992, *Sykes v Cleary*
- Huntington, Samuel P., 2004, *Who Are We? America's Crisis of National Identity*, Free Press, New York.
- Jupp, James, 2002, *From White Australia to Woomera: The story of Australian immigration*. Cambridge University Press, Cambridge.
- Middleton, Karen, 2016, *Albanese: Telling it straight*, Vintage Books, North Sydney.
- Soutphommasane, Tim, 2009, *Reclaiming Patriotism: Nation-building for Australian Progressives*, Cambridge University Press, Cambridge.
- , 2012, *The Virtuous Citizen: Patriotism in a Multicultural Society*, Cambridge University Press, Cambridge.
- , 2019, "Show some grit, fair-weather Aussies, utopia is not across the ditch", *Nine Media*, 1 June 2019.
- Twomey, Anne, 2018a, "Explainer: is Peter Dutton ineligible to sit in parliament?", *The Conversation*, 20 August.
- , 2018b, "Dressing Dutton Up as Lamb - Section 44 and the Competing Arguments for Disqualification and Exoneration of Peter Dutton", *Australian Public Law*, 5 September.

飯笹佐代子、2007、オーストラリアから読み解くシティズンシップと多文化文化国家。日本経済評論社

森千香子、2016、排除と抵抗の郊外：フランス〈移民〉集住地域の形成と変容、東京大学出版会

Project Paper シリーズ

- PP No.1 - 国際会計研究報告
 PP No.2 - PL問題研究報告
 PP No.3 - 国際港湾物流調査・研究
 PP No.4 - わが国の産学における経営倫理の実践状況の調査と考察
 PP No.5 - 地球村時代の企業と地域経営のあり方
 PP No.6 - 企業経営と環境
 PP No.7 - 学部教育におけるカリキュラム改革の方向性
 PP No.8 - TPビジネスとその経営戦略
 PP No.9 - 国際複合輸送と港湾
 PP No.10 - 地方の時代、政党に未来はあるか
 PP No.11 - 会計ビッグバンによる企業経営の変革
 PP No.12 - 歴史認識の溝を埋めるには一過去とどう向き合うか？
 PP No.13 - オータナティブの国際貢献
 PP No.14 - 日本企業における競争戦略の形成
 PP No.15 - ビジネスにおける英文契約条項の類型
 PP No.16 - 米軍統治下の沖縄における学術調査研究
 PP No.17 - ジェノサイドへの抵抗／The Resistance to Genocide
 PP No.18 - 教員採用試験研究
 PP No.19 - 知識社会におけるマネジメントーP・F・ドラッカーに学ぶー
 PP No.20 - アジアにおけるコーポレート・ガバナンスと文化
 PP No.21 - 国際政治再考に向けて
 PP No.22 - 教員免許更新講習についての研究
 PP No.23 - 「国際経営学科英語力強化プログラム」構築を目指して
 PP No.24 - CSR報告書研究
 PP No.25 - 在台湾沖縄人引揚に関する覚書ー日米同時代報告の結節点
 PP No.26 - イギリス中世からルネサンスおよび宗教改革期にかけての言語および文化の変遷
 PP No.27 - サービスオリエンテッドなデザイン手法の研究
 ー本格的なユビキタス時代に向けたサービスデザインのあり方ー
 PP No.28 - 3.11が破壊したふたつの神話ー原子力安全と地震予知
 PP No.29 - 企業リスクマネジメントの研究
 PP No.30 - 地域経済の再生と中小企業ー地域の時代におけるビジネス創造ー
 PP No.31 - 近代社会を捉える視座
 PP No.32 - グローバル社会に対応するレベル別大学英語教育システムとストラテジー
 PP No.33 - 「心境」と「心境小説」／戦前昭和期日本の南洋・南方への商業的進出と貿易
 PP No.34 - EUにおけるコーポレート・ガバナンス・コード実践に関する研究
 PP No.35 - 経営サイクルを考慮した保有在庫計算ロジックの提案
 PP No.36 - 異文化・国際理解の系譜
 PP No.37 - 近代社会を捉える視座 (続)
 PP No.38 - ケーブルテレビ産業の将来展望
 PP No.39 - 英語学習者の自律学習支援
 PP No.40 - 公正としての正義と社会的選択論
 PP No.41 - 経営学部の教育におけるファブラボの可能性に関する考察
 PP No.42 - Internationalization and Outcome of Study Abroad Program
 In Higher Education: Mobility of Japanese Students to Malaysia
 PP No.43 - ICTによる「絆」への影響に関する基礎的研究
 PP No.44 - 経済活動と倫理

PP No.45 – Discussion Materials for “International Politics” and/or “Area Studies-Japan”
『大学ガバナンスと国際化の研究』—大学マネジメント国際比較からの考察—